国内旅行業型企画旅行 旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の2に定める旅行条件説明書面及び同法施行規則第5条に定める契約書面の一部となります。

1.旅行の定義

（1）この旅行は、旅行業法（以下「法」）第2条第1項に規定する旅行であり、この旅行に参加される皆さまは法第2条第3項に規定する旅行者（以下「旅行者」）となります。
（2）当社は、お客さまが法の定める旅行者に該当する運送・宿泊機関等の提供を受け、運送のもとで一定区間「旅行サービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
（3）旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット、及び旅行条件書、その他の書面類（以下これらを総称して「パンフレット等」という。）に掲載されております。お客様にお渡しする電子書面（旅程管理状況報告書）、（以下「旅程管理状況報告書」）は旅行契約の内容の一部となります。（以下「旅程管理状況報告書」）、（以下「旅程管理状況報告書」）、（以下「旅程管理状況報告書」）、